

令和8年度版



# 高齢者福祉のしおり

人と人が支えあって、  
優しさと元気にあふれた苺田町へ



©しいたけ



苺田町 福祉課

# 地域包括ケアシステムのイメージ



「地域包括ケアシステム」とは、病気になったら医療を、介護が必要になったら在宅及び通所・施設介護のサービスを利用しながら、いつまでも慣れ親しんだ地域（在宅）での暮らしが続けられる仕組みとして描かれています。また、介護が必要になる以前の「介護予防」を充実させ、高齢者に社会参加してもらったり、社会的役割を担ってもらったりしてもらうことで、心身の充実や生きがいを感じてもらえるよう目指しています。

高齢者が住み慣れた自宅や地域で生活できるように、必要な介護サービスや保健福祉サービス、その他の日常生活支援について、最初の相談窓口となる「地域包括支援センター」まで、ご相談ください。

## ■ 苅田町地域包括支援センター

まずは相談からはじめましょう！

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんの高齢者福祉に関する総合相談窓口です。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーに加え、認知症地域支援推進員や生活支援コーディネーター等の専門職が相談に応じます。お気軽にご相談下さい。（来所、訪問、電話相談いずれも対応可能です。）

地域包括支援センターは担当区域制をとっています。ご自身の住所の区域を参考にしてご連絡ください。

苅田町地域包括支援センター														
地域包括支援センターかんだ (医療法人博愛会委託)	地域包括支援センターおばせ (社会医療法人陽明会委託)	地域包括支援センターしらかわ (社会福祉法人白寿会委託)												
<table border="1"> <tr> <td>住所</td> <td>苅田町大字提 2781 (介護老人保健施設 博愛苑内)</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>093-436-1301</td> </tr> </table>	住所	苅田町大字提 2781 (介護老人保健施設 博愛苑内)	電話	093-436-1301	<table border="1"> <tr> <td>住所</td> <td>苅田町大字尾倉 3843-7</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>093-482-2523</td> </tr> </table>	住所	苅田町大字尾倉 3843-7	電話	093-482-2523	<table border="1"> <tr> <td>住所</td> <td>苅田町大字法正寺 623-1</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>0930-23-7227</td> </tr> </table>	住所	苅田町大字法正寺 623-1	電話	0930-23-7227
住所	苅田町大字提 2781 (介護老人保健施設 博愛苑内)													
電話	093-436-1301													
住所	苅田町大字尾倉 3843-7													
電話	093-482-2523													
住所	苅田町大字法正寺 623-1													
電話	0930-23-7227													
<p>【担当区域】</p> <p>大字雨窪 若久町 1～3丁目 大字松山 松原町 幸町 大字提 大字浜町 大字苅田 大字光国 神田町 1～3丁目 大字馬場 京町 1～2丁目 長浜町 磯浜町 1～2丁目 港町 空港南町 新松山 1～3・4丁目</p>	<p>【担当区域】</p> <p>大字南原 大字集 富久町 1～2丁目 殿川町 近衛ヶ丘 大字尾倉 尾倉 1～4丁目 桜ヶ丘 大字浜町 新浜町 大字与原 与原 1～3丁目 大字二崎 大字下新津 大字新津 新津 1～4丁目 小波瀬 1～2丁目</p>	<p>【担当区域】</p> <p>大字上片島 大字下片島 大字岡崎 大字葛川 大字稲光 大字山口 大字谷 大字法正寺 大字黒添 大字鋤崎</p>												

### 《相談日時》

月曜日～金曜日	8:30～17:00
土曜日、日曜日、祝日、年末年始	お休み

※ただし、緊急の場合はこの限りではありません。  
夜間、休日の場合は、電話が転送されます。

### ▼こんな相談に応じています！

①	在宅介護に関する相談がしたい。
②	在宅で利用できる高齢者福祉サービスについて知りたい。
③	入所できる施設が知りたい。
④	手すりの取付けなどの住宅改修の相談がしたい。
⑤	高齢者虐待等について相談したい。
⑥	介護保険の仕組みを知りたい。
⑦	身近な相談機関を知りたい。
⑧	どこに相談すればよいのかわからない。とりあえず話を聞いてほしい。

# ■ 苅田町社会福祉協議会

## 苅田町社会福祉協議会が実施する各種相談事業

心配ごと・悩みごと相談 (立ち寄りカフェ)	無料法律相談	相続(遺産)・成年後見(財産) 相談	終活相談 (お墓・葬儀・遺品整理・生前整理・散骨)																
民生委員・児童委員、人権擁護委員、行政相談員等が、心配ごとや悩みごとの相談に応じます。	弁護士が、法律に関する相談に応じます。	司法書士が相続等の相談に応じます。	終活カウンセラーが、お墓、葬儀、遺品整理、生前整理、散骨等に関する相談に応じます。																
<b>▼開催日時</b> <table border="1"> <tr> <td>開催日</td> <td>毎月第1. 第3火曜日</td> </tr> <tr> <td>時間</td> <td>9:30~11:30</td> </tr> </table> <p>※事前予約不要 (電話相談可) TEL 090-4993-3641 ※祝日・お盆はお休み</p>	開催日	毎月第1. 第3火曜日	時間	9:30~11:30	<b>▼開催日時</b> <table border="1"> <tr> <td>開催日</td> <td>毎月第1月曜日</td> </tr> <tr> <td>時間</td> <td>13:30~16:30</td> </tr> </table> <p>※事前予約必要 (3日前まで) TEL 093-434-3641 ※R8年5月は第2月曜日、 R9年1月は第3月曜日の開催</p>	開催日	毎月第1月曜日	時間	13:30~16:30	<b>▼開催日時</b> <table border="1"> <tr> <td>開催日</td> <td>4月・7月・10月・1月の 第3水曜日</td> </tr> <tr> <td>時間</td> <td>10:00~12:00</td> </tr> </table> <p>※事前予約必要 (2日前まで) TEL 093-434-3641</p>	開催日	4月・7月・10月・1月の 第3水曜日	時間	10:00~12:00	<b>▼開催日時</b> <table border="1"> <tr> <td>開催日</td> <td>5月・8月・11月・2月の 第3木曜日</td> </tr> <tr> <td>時間</td> <td>13:00~16:00</td> </tr> </table> <p>※事前予約必要 (2日前まで) TEL 093-434-3641</p>	開催日	5月・8月・11月・2月の 第3木曜日	時間	13:00~16:00
開催日	毎月第1. 第3火曜日																		
時間	9:30~11:30																		
開催日	毎月第1月曜日																		
時間	13:30~16:30																		
開催日	4月・7月・10月・1月の 第3水曜日																		
時間	10:00~12:00																		
開催日	5月・8月・11月・2月の 第3木曜日																		
時間	13:00~16:00																		
<b>▼開催場所</b> 第1火曜日 各公民館 (場所は「社協だより」に掲載) 第3火曜日 苅田町幸町6-91 パンジープラザ・相談室2	<b>▼開催場所</b> 苅田町幸町6-91 パンジープラザ・相談室2	<b>▼開催場所</b> 苅田町幸町6-91 パンジープラザ・相談室2	<b>▼開催場所</b> 苅田町幸町6-91 パンジープラザ・相談室2																

\* 相談はすべて無料です。広報かんだ、社協だより等でご確認下さい。

\* 問い合わせ先 苅田町社会福祉協議会 苅田町幸町6-91 TEL 093-434-3641

### 《苅田町社会福祉協議会の紹介》

社会福祉協議会(略称:社協・しゃきょう)は、民間での社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。「社会福祉法」に基づき、設置されています。(社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されています。)

社会福祉協議会は、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関、民間会社、ボランティア、住民、学識経験者等の代表者で構成され、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行っています。

#### ▼所在地

住所	苅田町幸町6-91 (苅田町総合保健福祉センター・パンジープラザ内)
電話	093-434-3641

#### ▼主な活動

①	地域住民活動(小地域福祉活動等)への支援、福祉団体の育成・援助など
②	福祉セミナー等の開催、広報誌発行、町内学校福祉教育への支援など
③	ボランティア養成講座の開催、ボランティア団体等への支援など
④	福祉全般に係る相談窓口、心配ごと相談・法律相談など相談事業の実施など
⑤	金銭管理等の日常生活支援など

■介護保険制度低所得者対策（概要）一覧表 （注）各制度とも申請が必要です。

※制度改正により変更になる場合があります。

	① 介護保険料減免制度	② 介護保険料の徴収猶予及び減免措置制度	③介護保険サービス利用者負担額助成制度																																		
内容	第1号被保険者（65歳以上）の方で特に所得が低い場合、保険料を減免する制度です。	第1号被保険者の方で、災害等により損害を受けたり、入院等で著しく収入が減少した場合等について、介護保険料の徴収を猶予したり、減免したりする制度です。	所得が低い介護保険サービス利用者の方が、適切なサービスを受けられるよう利用者負担額の一部を助成する制度です。																																		
対象者・減免理由等	<table border="1"> <tr><td>①</td><td>世帯全員の現年度町民税が非課税である</td></tr> <tr><td>②</td><td>生活保護法に規定する保護を受けていない</td></tr> <tr><td>③</td><td>世帯の年間収入が120万円（1人増す毎に40万円加算）以下である</td></tr> <tr><td>④</td><td>町民税を課されている者に扶養されていない</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>町民税を課されている者と生計を一にしていない</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>活用できる資産を有しない</td></tr> </table> <p>1. 上記の①～⑥のすべてに該当する方 ⇒当該年度に納付すべき保険料額を条例第3条第1号の額とする。</p> <p>2. 上記の①～⑥のすべてに該当する者のうち、特に世帯の年間収入が82.65万円以下のもの ⇒当該年度に納付すべき保険料額を条例第3条第5号の1/10の額とする。</p> <p>3. 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に1月を越えて拘禁された者 ⇒該当する事となった日の属する月から該当しない事となった日の属する月の前月までの期間における各納期において納付すべき保険料額の全額を免除する。</p>	①	世帯全員の現年度町民税が非課税である	②	生活保護法に規定する保護を受けていない	③	世帯の年間収入が120万円（1人増す毎に40万円加算）以下である	④	町民税を課されている者に扶養されていない	⑤	町民税を課されている者と生計を一にしていない	⑥	活用できる資産を有しない	<p>事由としては、次のようなことがあげられます</p> <table border="1"> <tr><td>①</td><td>生計維持者が震災、風水害、火災等の災害により、住宅、財産などについて著しい損害を受けた場合</td></tr> <tr><td>②</td><td>生計維持者の死亡、障害、長期入院等により著しく収入が減少した場合</td></tr> <tr><td>③</td><td>生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合</td></tr> <tr><td>④</td><td>生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少した場合</td></tr> </table>	①	生計維持者が震災、風水害、火災等の災害により、住宅、財産などについて著しい損害を受けた場合	②	生計維持者の死亡、障害、長期入院等により著しく収入が減少した場合	③	生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合	④	生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少した場合	<p>以下の①～⑦のすべてに該当する方</p> <table border="1"> <tr><td>①</td><td>世帯全員の現年度町民税が非課税である</td></tr> <tr><td>②</td><td>生活保護法に規定する保護を受けていない</td></tr> <tr><td>③</td><td>世帯の年間収入が120万円（1人増す毎に40万円加算）以下である</td></tr> <tr><td>④</td><td>町民税を課されている者に扶養されていない</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>町民税を課されている者と生計を一にしていない</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>活用できる資産を有しない</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>納期が到来した介護保険料又は国民健康保険に加入している第2号被保険者にとっては国民健康保険税を完納している</td></tr> </table>	①	世帯全員の現年度町民税が非課税である	②	生活保護法に規定する保護を受けていない	③	世帯の年間収入が120万円（1人増す毎に40万円加算）以下である	④	町民税を課されている者に扶養されていない	⑤	町民税を課されている者と生計を一にしていない	⑥	活用できる資産を有しない	⑦	納期が到来した介護保険料又は国民健康保険に加入している第2号被保険者にとっては国民健康保険税を完納している
①	世帯全員の現年度町民税が非課税である																																				
②	生活保護法に規定する保護を受けていない																																				
③	世帯の年間収入が120万円（1人増す毎に40万円加算）以下である																																				
④	町民税を課されている者に扶養されていない																																				
⑤	町民税を課されている者と生計を一にしていない																																				
⑥	活用できる資産を有しない																																				
①	生計維持者が震災、風水害、火災等の災害により、住宅、財産などについて著しい損害を受けた場合																																				
②	生計維持者の死亡、障害、長期入院等により著しく収入が減少した場合																																				
③	生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合																																				
④	生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少した場合																																				
①	世帯全員の現年度町民税が非課税である																																				
②	生活保護法に規定する保護を受けていない																																				
③	世帯の年間収入が120万円（1人増す毎に40万円加算）以下である																																				
④	町民税を課されている者に扶養されていない																																				
⑤	町民税を課されている者と生計を一にしていない																																				
⑥	活用できる資産を有しない																																				
⑦	納期が到来した介護保険料又は国民健康保険に加入している第2号被保険者にとっては国民健康保険税を完納している																																				

※この表は、制度の概要のみ記載しています。各制度において、細かな条件等がありますので、介護保険担当（093-434-5544）までご相談下さい。

#### ④高額介護サービス費

#### ⑤高額医療・高額介護合算制度

サービス利用に係る利用者負担の家計に与える影響が加重にならないように、上限額を設定し、それを越えた部分を支給する制度です。

利用者負担段階区分	上限額 (世帯合計)
1. 課税所得 690 万円以上	140, 100円
2. 課税所得 380 万円以上 690 万円未満	93, 000円
3. 課税所得 145 万円以上 380 万円未満	44, 400円
○住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合	44, 400円
○住民税世帯非課税	24, 600円
1. 合計所得金額および課税年金収入額の合計が 80.9 万円以下の人 【82.65】	15, 000円 (個人)
2. 老齢福祉年金の受給者	
○生活保護の受給者	15, 000円 (個人)
○利用者負担を15, 000円に減額する事で生活保護の受給者とならない場合	15, 000円

#### ●介護保険と医療保険の両方が高額になった場合

介護保険と医療保険の両方の負担額（介護保険、医療保険それぞれの限度額を適用後の負担額）を年間（8月～翌年7月）で合算し高額になったときは、限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。支給対象となる人は医療保険の窓口に申請し

#### ⑥特定入所者介護サービス費制度

介護保険施設入所（短期入所含む）等されている方で所得が低い方については、原則自己負担となっている「食費」「居住費」の一部を軽減する制度です。

#### ●負担限度額【1日あたり】

※【 】は令和8年8月からの金額です。

対象者		居住費等				食費	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が 80.9【82.65】万円以下の人(R8年8月施行予定)	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階	第3段階① 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が 80.9【82.65】万円超 120 万円以下の人 (R8年8月施行予定)	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 【680円】	1,000円 【1,030円】
	第3段階② 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が 120 万円超の人	1,370円 【1,470円】	1,370円 【1,470円】	1,370円 (880円) 【1,470円】	430円 【530円】 室料を徴収しない施設は 【430円】	1,360円 【1,420円】	1,300円 【1,360円】

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は( )内の金額となります。

●負担限度額の対象要件に当てはまっても、次の①②のいずれかに該当する場合は軽減の対象になりません。

①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税

②住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も住民税非課税)でも、預貯金が一定額を超える

・第1段階…預貯金などが単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円を超える場合 ・第2段階…預貯金などが単身 650 万円、夫婦 1,650 万円を超える場合

・第3段階①…預貯金などが単身 550 万円、夫婦 1,550 万円を超える場合 第3段階②…預貯金などが単身 500 万円、夫婦 1,500 万円を超える場合

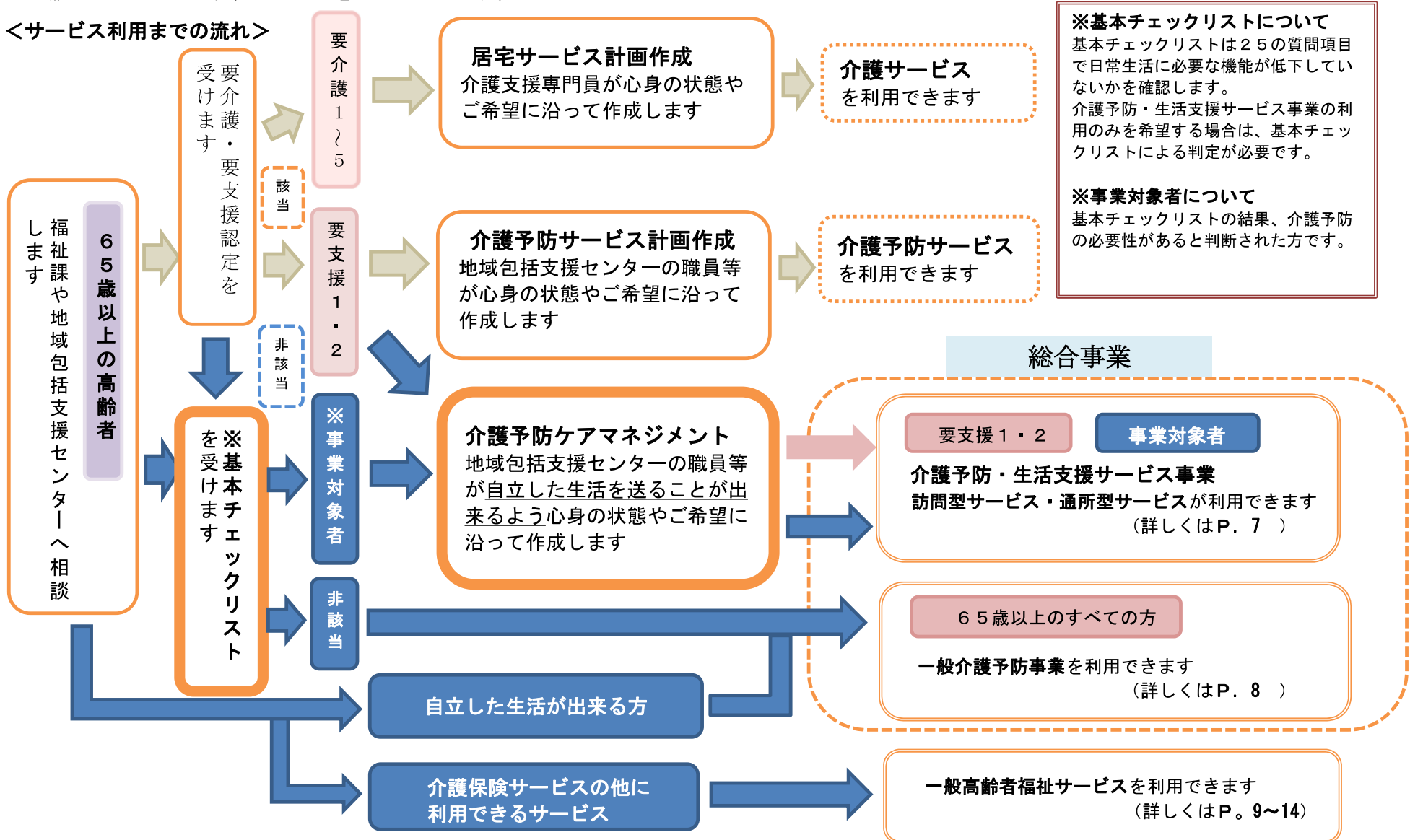
## ■介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

平成27年度の介護保険制度改正により、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が創設されました。

総合事業は、65歳以上のすべての方を対象とした市町村が行う介護予防事業です。

「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成され、高齢者の介護予防と日常生活の自立支援を目的としていて、65歳以上の方向けの各種サービスをご利用できます。

### <サービス利用までの流れ>



**※基本チェックリストについて**  
基本チェックリストは25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを確認します。介護予防・生活支援サービス事業の利用のみを希望する場合は、基本チェックリストによる判定が必要です。

**※事業対象者について**  
基本チェックリストの結果、介護予防の必要性があると判断された方です。

■介護予防・生活支援サービス事業 ※介護報酬の改定に伴い、利用料が変更になる場合があります。

①訪問型サービスA（ヘルパー）

ひとり暮らしの高齢者の方などに対し、支援員を派遣し、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅生活の継続と生活の質の向上を図ります。

事業所	利用に係る料金(1回あたり)		サービス内容
	負担割合	利用料	
しらかわ訪問介護事業所	1割	287円	調理、洗濯、掃除、買物、その他必要な家事援助（身体介護は行いません） *原則、週1回
苅田町大字与原1585番地3 電話：0930-23-7117	2割	574円	
	3割	861円	
ヘルパーサービス西頭	1割	287円	
苅田町殿川町1番地116 電話：093-434-6008	2割	574円	
	3割	861円	

②-1通所型サービスA（介護予防身体機能向上型デイサービス）

身体機能および生活機能の維持又は向上を図り、利用者自身の自発性を高め、仲間づくりや生きがいを見つけられるよう支援します。

事業所	利用に係る料金				全て利用した場合 ①+②+③	1日の基本的スケジュール						
	基本料金（週1回の場合）		事業所独自サービス部分			8:30~	9:30~11:30	12:00~	14:00~	15:00~	16:00~	
	負担割合	利用料①	入浴料②	給食代③								
白川園 デイサービスセンター 苅田町大字法正寺623-1 電話：0930-23-8627	1割	436円	300円	550円	1,286円	8:30~ 送迎	9:30~11:30 手健康 エック	12:00~ 個別浴 レク	14:00~ 朝食 余暇活動	15:00~ 集団体操 シレク ンリエー	16:00~ 個別お 別ラヤ 活オつ 動ケ	16:00~ 送迎
	2割	872円			1,722円							
	3割	1,308円			2,158円							
デイサービスセンター えがお 苅田町大字提2781 電話：093-434-6716	1割	436円	400円	540円	1,376円	8:30~ 送迎	9:30~ 手健康 エック	10:00~ 入浴 機能訓練	12:00~ 朝食	14:30~ シレ体 ヨク操 ンリエー	15:20~ おやつ	16:00~ 送迎
	2割	872円			1,812円							
	3割	1,308円			2,248円							
デイサービス みのり 苅田町大字与原1962-1 電話：0930-25-3410	1割	436円	400円	550円	1,386円	8:30~ 送迎	9:30~ 手健康 エック	12:00~ 入浴 作業療法	13:00~ 朝食	14:00~ シレク ンリエー	15:00~ 予介 防護 体操	16:00~ おやつ 送迎
	2割	872円			1,822円							
	3割	1,308円			2,258円							

②-2通所型サービスA（介護予防ミニデイサービス）

体操やレクリエーション等の介護予防を通して、利用者自身の自発性を高め、仲間づくりや生きがいを見つけられるよう支援します。

事業所	利用に係る料金				全て利用した場合 ①+②+③	1日の基本的スケジュール								
	基本料金（週1回の場合）		事業所独自サービス部分			8:00~	9:30~	10:30~	11:45~	13:00~	13:30~	13:45~	14:30~	15:30~
	負担割合	利用料①	入浴料②	給食代③										
パンジープラザふれあいサロン 苅田町幸町6-91 電話：093-435-2211	1割	430円	300円	500円	1,230円	8:00~ 送迎	9:30~ 手健康 エック	10:30~ ク連脳余 ラ動の暇 プ活活 体活性 操化	11:45~ 朝食	13:00~ 歩健介 行康護 訓体予 練操防	13:30~ 入浴	13:45~ シレク ンリエー	14:30~ 茶話会	15:30~ 送迎
	2割	860円			1,660円									
	3割	1,290円			2,090円									

## ■一般介護予防事業一覧表

事業名		内 容	問い合わせ先
①	ニコニコペース運動	小地域福祉活動を行う行政区の公民館に自転車型エルゴメーターを設置し、運動を希望する区民の皆様が自主的にトレーニングを行ない、全身持久力と筋力アップ等を図るための事業です。なお、月数回、運動指導員が公民館を巡回し、運動成果の評価、エルゴメーター指導、ストレッチ体操指導等を行います。	荻田町役場 福祉課 093-434-1039
②	ニコニコ体操	小地域福祉活動を行う行政区や各区の老人クラブが、地域の公民館で自主的に健康体操を実施する場合、週1回を限度に運動指導員等を派遣し、健康体操の指導等を行う事業です。	荻田町役場 福祉課 093-434-1039
③	すてきにマンデーサロン	毎週月曜日（祝日除く）の11時～12時まで、中央公民館2階ロビーにおいて、高齢者であれば誰もが参加自由な交流サロン事業（リラックス体操等）を実施しています。 ※第1回目の月曜日のみ10時～ピアノとギターによる歌唱を行っています。	荻田町役場 福祉課 093-434-1039
④	中国健康体操教室	毎月第2水曜日（祝日は除く）14時30分～15時30分まで、北公民館の大ホールにおいて、初心者向けの中国健康体操をおこない、高齢者の健康づくりや介護予防に取り組んでいます。	荻田町役場 福祉課 093-434-1039
⑤	各公民館講座	多くの住民の方が、元気なうちから介護予防が実践できるよう町内4カ所の町立公民館で健康体操等の公民館講座を実施しています。お近くの町立公民館の公民館講座をご利用下さい。	北公民館 093-434-9000 中央公民館 093-436-0061 小波瀬コミュニティセンター 0930-23-1000 西部公民館 0930-23-8100
⑥	ミモザの会（居場所「えん」）	「月曜日～土曜日」10時～16時の間で地域に暮らす方が、老若男女関係なく、自由に集える居場所です。自分で来ることができる方でしたら、どなたでも大歓迎です。 ※日曜・祝日・お盆前後一週間・年末年始（12/28～1/3）は休みです。	ミモザの会 事務局 荻田町神田町1丁目15-2 093-436-1777

■ 一般高齢者福祉サービス事業一覧表

事業名		概要	頁	事業名		概要	頁
①	在宅生活支援短期宿泊事業	在宅の単身高齢者等が、一時的に体調不良となった場合等、介護保険施設等に短期宿泊することにより、体調回復等を図るとともに、在宅生活の継続及び生活の質の向上を図ります。	10	⑤	緊急通報システム整備事業	在宅の単身高齢者等に対し、緊急通報装置による緊急時の連絡体制を整備し、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る緊急通報システムを確立することにより、在宅生活の継続及び生活の質の向上を図ります。	12
②	介護予防住宅改修事業	転倒の危険性が高い高齢者等の居宅に手すり等を取り付け、転倒を予防することにより、骨折等による要支援・要介護状態になるリスクを軽減し、在宅生活の継続及び生活の質の向上を図ります。	10	⑥	介護家族支援介護用品給付事業	在宅で要介護高齢者等を介護しているご家族に対し、紙おむつ等を給付することにより、介護家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者等の在宅生活の継続及び生活の質の向上を図ります。	13
③	外出支援サービス事業	一般公共交通機関の利用が困難な在宅高齢者等の社会参加の促進や生活の利便性の向上を図るため、移送用車両により、居宅と医療機関等との間を移送します。	11	⑦	介護家族支援元気回復事業(元気回復サロン型)	在宅の要介護高齢者等を介護しているご家族に対し、介護から一時的に解放するため、介護者及び過去に家族の介護を行っていた者相互の交流事業等を実施することにより、介護者及び過去に家族の介護を行っていた者の心身の元気回復を図るとともに、要介護高齢者等の在宅生活の継続及び生活の質の向上を図ります。	14
④	食の自立支援事業	心身機能の低下等に伴い調理や買い物が困難となっている高齢者等に対し、栄養バランスの取れた弁当を配食することにより、当該高齢者等の健康保持を図るとともに、あわせて安否確認も行います。	11	⑧	在宅生活支援訪問サービス事業(ヘルパーサービス)	在宅の単身高齢者等が骨折等により一時的に身体介護等の援助が必要となった場合、支援員を派遣し、援助することにより、在宅生活の継続及び生活の質の向上を図ります。	14

事業名	目的	内容	利用対象者	利用料	備考																									
①在宅生活支援 短期宿泊事業	在宅の単身高齢者等が、一時的に体調不良となった場合等、介護保険施設等により、短期宿泊することにより、体調回復等を図るとともに、在宅生活の継続及び生活の質の向上を図ります。	<p>(1) 次のような場合に利用できます。</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>退院直後又は一時的な体調不良時における体調回復のため。(入院等医学的管理が不要である場合に限る。)</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>その他緊急的に養護が必要な場合</td> </tr> </table> <p>(2) 利用回数等は、年間 14 日以内を標準とし、状態等により日数を調整いたします。</p> <p>(3) 介護保険の認定を受けている方は、日頃利用する短期入所施設が満床等で利用できない場合、利用できない期間のみ利用できません。なお、利用日数等は、(2)に準じます。</p>	①	退院直後又は一時的な体調不良時における体調回復のため。(入院等医学的管理が不要である場合に限る。)	②	その他緊急的に養護が必要な場合	<p>(1) 65 歳以上の高齢者等で在宅生活を送るうえで援助が必要と認められる次の要件に該当する方。</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>単身世帯の者</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>同居家族等はあるが、同居者が障害者、要介護者等であるため援助が見込めない世帯の者</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>同居家族等はあるが、援助拒否等が顕著で援助が見込めない世帯の者</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>主たる援助者の傷病等のため、一時的に援助が受けられなくなった世帯の者</td> </tr> </table>	①	単身世帯の者	②	同居家族等はあるが、同居者が障害者、要介護者等であるため援助が見込めない世帯の者	③	同居家族等はあるが、援助拒否等が顕著で援助が見込めない世帯の者	④	主たる援助者の傷病等のため、一時的に援助が受けられなくなった世帯の者	<p>利用者の介護保険料段階区分により、決定されます。</p> <p>▼1泊当たり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階区分</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td rowspan="3">200円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td rowspan="3">400円</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> </tr> <tr> <td>第7段階</td> <td rowspan="2">600円</td> </tr> <tr> <td>第8段階～第13段階</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 食費は全額利用者負担となります。</p>	段階区分	利用料	第1段階	200円	第2段階	第3段階	第4段階	400円	第5段階	第6段階	第7段階	600円	第8段階～第13段階	<p>《委託先》</p> <p>特別養護老人ホーム 白川園</p> <p>医療法人 博愛会</p> <p>養護老人ホーム みやこの苑</p> <p>※空室の状況によってはご利用いただけない場合があります。</p>
①	退院直後又は一時的な体調不良時における体調回復のため。(入院等医学的管理が不要である場合に限る。)																													
②	その他緊急的に養護が必要な場合																													
①	単身世帯の者																													
②	同居家族等はあるが、同居者が障害者、要介護者等であるため援助が見込めない世帯の者																													
③	同居家族等はあるが、援助拒否等が顕著で援助が見込めない世帯の者																													
④	主たる援助者の傷病等のため、一時的に援助が受けられなくなった世帯の者																													
段階区分	利用料																													
第1段階	200円																													
第2段階																														
第3段階																														
第4段階	400円																													
第5段階																														
第6段階																														
第7段階	600円																													
第8段階～第13段階																														
②介護予防住宅 改修事業	転倒の危険性が高い高齢者等の居宅に手すり等を取り付け、転倒を予防することにより、骨折等による要支援・要介護状態になるリスクを軽減し、在宅生活の継続及び生活の質の向上を図ります。	<p>(1) 次の改修が可能です。</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>手すりの取付け</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>簡易な段差スロープの取付け</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>その他転倒防止のための軽微な改修</td> </tr> </table> <p>(2) 助成対象額は、1回5万円を限度とし、1回限り利用できます。</p> <p>(3) 町が委託した事業者が改修工事を実施します。なお、手すり等の材料も町が指定したものに限りします。</p>	①	手すりの取付け	②	簡易な段差スロープの取付け	③	その他転倒防止のための軽微な改修	<p>(1) 基本チェックリストにおいて「運動器の機能向上」の項目で3項目以上に該当する者のうち、町が必要と判断した方。</p> <p>※要支援・要介護認定のある方は利用できません</p> <p>※階段の手すり設置は原則対象外です。</p> <p>※申請前に行った工事、屋外工事は対象外です。</p>	<p>利用者の介護保険料段階区分により、決定されます。</p> <p>▼1回当たり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階区分</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td rowspan="3">対象経費の1割</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td rowspan="3">対象経費の2割</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> </tr> <tr> <td>第7段階</td> <td rowspan="2">対象経費の3割</td> </tr> <tr> <td>第8段階～第13段階</td> </tr> </tbody> </table>	段階区分	利用料	第1段階	対象経費の1割	第2段階	第3段階	第4段階	対象経費の2割	第5段階	第6段階	第7段階	対象経費の3割	第8段階～第13段階	<p>《委託先》</p> <p>苅田町シルバー人材センター</p> <p>株式会社エヴァ・ライフ ベストケア行橋</p> <p>※経費が限度額(5万円)を超えた場合は、その超えた部分は自己負担となります。</p>						
①	手すりの取付け																													
②	簡易な段差スロープの取付け																													
③	その他転倒防止のための軽微な改修																													
段階区分	利用料																													
第1段階	対象経費の1割																													
第2段階																														
第3段階																														
第4段階	対象経費の2割																													
第5段階																														
第6段階																														
第7段階	対象経費の3割																													
第8段階～第13段階																														

※消費税率の変更が生じた場合、利用料が変更となる場合があります。

福祉課(093-434-1039)または地域包括支援センター(P2)にご連絡ください。

事業名	目的	内容	利用対象者	利用料	備考																		
③外出支援サービス事業	一般交通機関の利用が困難な在宅高齢者等の社会参加の促進や生活の利便性の向上を図るため、移送用車両により、居宅と医療機関等との間を移送します。	<p>(1) 次の外出要件に利用できません。</p> <table border="1"> <tr><td>① 在宅福祉サービスの利用</td></tr> <tr><td>② 病院等への通院</td></tr> <tr><td>③ 冠婚葬祭への出席</td></tr> <tr><td>④ 公共機関への用件</td></tr> <tr><td>⑤ 研修、体育文化活動への参加</td></tr> <tr><td>⑥ その他町長が認めたもの</td></tr> </table> <p>(2) 移送区間は、苧田町内、行橋市、みやこ町、小倉北区、小倉南区内とします。</p> <p>(3) 利用回数は、片道利用を1回として、週4回まで利用できます。</p>	① 在宅福祉サービスの利用	② 病院等への通院	③ 冠婚葬祭への出席	④ 公共機関への用件	⑤ 研修、体育文化活動への参加	⑥ その他町長が認めたもの	<p>(1) 常態的に外出時、車椅子を使用しなければ移動が困難な身体レベルの高齢者の方など。</p> <p>(2) 上記のうち、「介護保険・通院等乗降介助」の該当者については、非該当となります。</p>	<p>利用者の介護保険料段階区分に関係なく一律利用料です。</p> <p>▼1回当たり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階区分</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1段階</td><td rowspan="4">町内 300円</td></tr> <tr><td>第2段階</td></tr> <tr><td>第3段階</td></tr> <tr><td>第4段階</td></tr> <tr><td>第5段階</td><td rowspan="4">町外 600円</td></tr> <tr><td>第6段階</td></tr> <tr><td>第7段階</td></tr> <tr><td>第8段階～第13段階</td></tr> </tbody> </table>	段階区分	利用料	第1段階	町内 300円	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	町外 600円	第6段階	第7段階	第8段階～第13段階	<p>《委託先》 NPO法人よろこびネット</p> <p>*有料道路、駐車場等の経費は、全額利用者負担となります。</p>
① 在宅福祉サービスの利用																							
② 病院等への通院																							
③ 冠婚葬祭への出席																							
④ 公共機関への用件																							
⑤ 研修、体育文化活動への参加																							
⑥ その他町長が認めたもの																							
段階区分	利用料																						
第1段階	町内 300円																						
第2段階																							
第3段階																							
第4段階																							
第5段階	町外 600円																						
第6段階																							
第7段階																							
第8段階～第13段階																							
④食の自立支援事業 (配食サービス)	心身機能の低下等に伴い、調理や買い物に困難となっている高齢者等に対し、栄養バランスの取れた弁当を配食することにより、当該高齢者等の健康保持を図るとともに、あわせて安否確認も行います。	<p>(1) 町が委託した事業者が夕食用の弁当を、毎週月曜～土曜日に宅配いたします。</p> <p>(2) 利用可能な食数は、対象者の状態等に基づき、決定いたします。</p>	<p>(1) おおむね65歳以上の高齢者等で、心身機能の低下等で調理が困難な次の要件に該当する者。</p> <p>①単身世帯の者 ②同居家族等はあるが、同居者が障害者、要介護者等であるため援助が見込めない世帯の者</p> <p>(2) 上記以外でも特に配食が必要と認める場合は利用できます。</p>	<p>利用者の介護保険料段階区分に関係なく一律利用料です。</p> <p>▼1食当たり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階区分</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1段階</td><td rowspan="8">420円</td></tr> <tr><td>第2段階</td></tr> <tr><td>第3段階</td></tr> <tr><td>第4段階</td></tr> <tr><td>第5段階</td></tr> <tr><td>第6段階</td></tr> <tr><td>第7段階</td></tr> <tr><td>第8段階～第13段階</td></tr> </tbody> </table>	段階区分	利用料	第1段階	420円	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階～第13段階	<p>《委託先》 社会福祉法人苧田町 社会福祉協議会</p>							
段階区分	利用料																						
第1段階	420円																						
第2段階																							
第3段階																							
第4段階																							
第5段階																							
第6段階																							
第7段階																							
第8段階～第13段階																							

※消費税率の変更が生じた場合、利用料が変更となる場合があります。

福祉課(093-434-1039)または地域包括支援センター(P2)にご連絡ください。

事業名	目的	内容	利用対象者	利用料	備考																																																										
⑤緊急通報システム整備事業	在宅の単身高齢者等に対し、緊急通報装置による緊急時の連絡体制を整備し、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る緊急通報システムを確立することにより、在宅生活の継続及び生活の質の向上を図ります。	<p>(1) 緊急通報システムの種類は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">タイプⅠ型</td> <td>緊急、相談対応タイプ</td> </tr> <tr> <td>通報先は町が委託した緊急通報専門業者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">タイプⅡ型</td> <td>機器は町が貸与原則、2名の協力員が必要</td> </tr> <tr> <td>緊急対応タイプ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">タイプⅢ型</td> <td>通報先は近隣の家族、親族等</td> </tr> <tr> <td>機器は対象者又は同居家族がレンタル又は購入</td> </tr> </table>	タイプⅠ型	緊急、相談対応タイプ	通報先は町が委託した緊急通報専門業者	タイプⅡ型	機器は町が貸与原則、2名の協力員が必要	緊急対応タイプ	タイプⅢ型	通報先は近隣の家族、親族等	機器は対象者又は同居家族がレンタル又は購入	<p>(1) 在宅生活を送るうえで、見守りが必要と認められる次の要件に該当する高齢者等。</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>単身世帯の者</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>同居家族等はあるが、同居者が障がい者、要介護者等であるため緊急時の対応が見込めない世帯の者</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>同居家族等が仕事等で家を離れ、ほぼ毎日独りになる時間が長いため緊急時の対応が見込めない世帯の者</td> </tr> </table> <p>(2) 上記に準じる状況の障がい者の方で、町長が特に必要と認める場合は設置することができます。</p> <p>(3) 対象者毎の緊急通報システムの種類区分は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>タイプⅠ型</td> <td>近隣に日頃見守ってくれる家族、親族等がいない上記(1)－①、(1)－②の対象者</td> </tr> <tr> <td>タイプⅡ型</td> <td>近隣に日頃見守ってくれる家族、親族等がいる上記(1)－①、(1)－②の対象者</td> </tr> <tr> <td>タイプⅢ型</td> <td>上記(1)－③の対象者</td> </tr> </table>	①	単身世帯の者	②	同居家族等はあるが、同居者が障がい者、要介護者等であるため緊急時の対応が見込めない世帯の者	③	同居家族等が仕事等で家を離れ、ほぼ毎日独りになる時間が長いため緊急時の対応が見込めない世帯の者	タイプⅠ型	近隣に日頃見守ってくれる家族、親族等がいない上記(1)－①、(1)－②の対象者	タイプⅡ型	近隣に日頃見守ってくれる家族、親族等がいる上記(1)－①、(1)－②の対象者	タイプⅢ型	上記(1)－③の対象者	<p>利用者の介護保険料段階区分により決定されます。</p> <p>タイプⅠ型 ▼月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階区分</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td rowspan="3">月額委託 単価の1割</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td rowspan="3">月額委託 単価の2割</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> </tr> <tr> <td>第7段階</td> <td rowspan="2">月額委託 単価の3割</td> </tr> <tr> <td>第8段階～ 第13段階</td> </tr> </tbody> </table> <p>タイプⅡ型 ▼月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階区分</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td rowspan="3">無料</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td rowspan="4">418円</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> </tr> <tr> <td>第7段階</td> </tr> <tr> <td>第8段階～ 第13段階</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>タイプⅢ型 ▼月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階区分</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td rowspan="8">N T T の月額 利用料金 418円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> </tr> <tr> <td>第7段階</td> </tr> <tr> <td>第8段階～ 第13段階</td> </tr> </tbody> </table>	段階区分	利用料	第1段階	月額委託 単価の1割	第2段階	第3段階	第4段階	月額委託 単価の2割	第5段階	第6段階	第7段階	月額委託 単価の3割	第8段階～ 第13段階	段階区分	利用料	第1段階	無料	第2段階	第3段階	第4段階	418円	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階～ 第13段階		段階区分	利用料	第1段階	N T T の月額 利用料金 418円	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階～ 第13段階	<p>《委託先》</p> <p>株式会社 福岡安全センター (タイプⅠ型のみ)</p> <p>※バッテリー交換 2年に1回程度必要 3,500円/回程度</p>
				タイプⅠ型	緊急、相談対応タイプ																																																										
			通報先は町が委託した緊急通報専門業者																																																												
			タイプⅡ型	機器は町が貸与原則、2名の協力員が必要																																																											
				緊急対応タイプ																																																											
			タイプⅢ型	通報先は近隣の家族、親族等																																																											
				機器は対象者又は同居家族がレンタル又は購入																																																											
			①	単身世帯の者																																																											
			②	同居家族等はあるが、同居者が障がい者、要介護者等であるため緊急時の対応が見込めない世帯の者																																																											
			③	同居家族等が仕事等で家を離れ、ほぼ毎日独りになる時間が長いため緊急時の対応が見込めない世帯の者																																																											
タイプⅠ型	近隣に日頃見守ってくれる家族、親族等がいない上記(1)－①、(1)－②の対象者																																																														
タイプⅡ型	近隣に日頃見守ってくれる家族、親族等がいる上記(1)－①、(1)－②の対象者																																																														
タイプⅢ型	上記(1)－③の対象者																																																														
段階区分	利用料																																																														
第1段階	月額委託 単価の1割																																																														
第2段階																																																															
第3段階																																																															
第4段階	月額委託 単価の2割																																																														
第5段階																																																															
第6段階																																																															
第7段階	月額委託 単価の3割																																																														
第8段階～ 第13段階																																																															
段階区分	利用料																																																														
第1段階	無料																																																														
第2段階																																																															
第3段階																																																															
第4段階	418円																																																														
第5段階																																																															
第6段階																																																															
第7段階																																																															
第8段階～ 第13段階																																																															
段階区分	利用料																																																														
第1段階	N T T の月額 利用料金 418円																																																														
第2段階																																																															
第3段階																																																															
第4段階																																																															
第5段階																																																															
第6段階																																																															
第7段階																																																															
第8段階～ 第13段階																																																															

※消費税率の変更が生じた場合、利用料が変更となる場合があります。

事業名	目的	内容	利用対象者	利用料	備考													
⑥介護家族支援 介護用品給付事業	在宅で要介護高齢者等を介護しているご家族に対し、紙おむつ等を給付することにより、介護家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者等の在宅生活の継続及び生活の質の向上を図ります。	(1) 紙おむつ等(町指定品目)を町契約業者が次のとおり宅配いたします。	(1) 介護を受ける者及びその配偶者が住民税非課税(4月分から6月までの給付については前年度の住民税、7月以降の月分については当年の住民税の課税状況による)である者のうち、次の①又は②に該当される方を在宅で介護しているご家族。	利用者の介護保険料段階区分に関係なく一律無料です。 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>段階区分</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1段階</td><td rowspan="13">無料</td></tr> <tr><td>第2段階</td></tr> <tr><td>第3段階</td></tr> <tr><td>第4段階</td></tr> <tr><td>第5段階</td></tr> <tr><td>第6段階</td></tr> <tr><td>第7段階</td></tr> <tr><td>第8段階</td></tr> <tr><td>～</td></tr> <tr><td>第13段階</td></tr> </tbody> </table>	段階区分	利用料	第1段階	無料	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	～	第13段階	《委託先》 株式会社 エヴァ・ライフベストケア 行橋
		段階区分	利用料															
第1段階	無料																	
第2段階																		
第3段階																		
第4段階																		
第5段階																		
第6段階																		
第7段階																		
第8段階																		
～																		
第13段階																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>①</td> <td>要介護度3以上の者を介護している場合は月額6,250円以内 ただし、世帯員課税の場合は月額5,000円以内</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>要介護度1、要介護度2の者を介護している場合は月額5,000円以内</td> </tr> </table>		①	要介護度3以上の者を介護している場合は月額6,250円以内 ただし、世帯員課税の場合は月額5,000円以内	②	要介護度1、要介護度2の者を介護している場合は月額5,000円以内	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>①</td> <td>要介護度3以上の者で、尿意、便意がなく常時おむつに失禁する者</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>要介護度1、要介護度2の者で、重度の認知症状有し、尿意、便意がなく常時おむつに失禁する者</td> </tr> </table>	①		要介護度3以上の者で、尿意、便意がなく常時おむつに失禁する者	②	要介護度1、要介護度2の者で、重度の認知症状有し、尿意、便意がなく常時おむつに失禁する者							
①		要介護度3以上の者を介護している場合は月額6,250円以内 ただし、世帯員課税の場合は月額5,000円以内																
②		要介護度1、要介護度2の者を介護している場合は月額5,000円以内																
①	要介護度3以上の者で、尿意、便意がなく常時おむつに失禁する者																	
②	要介護度1、要介護度2の者で、重度の認知症状有し、尿意、便意がなく常時おむつに失禁する者																	
		(2) 医療行為となる特別な介護に係る消耗品(町指定品目)を町契約業者が月額6,250円を限度に宅配いたします。ただし、世帯員課税の場合は月額5,000円以内	(2) 医療行為となる特別な介護に係る消耗品は、(1)に該当する方で、次に掲げる医療行為となる特別な介護を行っているご家族。	※限度額を超えた場合は、その超えた部分は自己負担となります。														
		(3) 利用決定月から毎月支給します。また支給要件を欠いた場合は、欠いた月までの支給となります。	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>①</td> <td>胃ろう</td> <td>②</td> <td>たん吸引</td> <td>③</td> <td>導尿</td> </tr> </table>	①	胃ろう	②	たん吸引	③	導尿									
①	胃ろう	②	たん吸引	③	導尿													

※消費税率の変更が生じた場合、利用料が変更となる場合があります。

福祉課(093-434-1039)または地域包括支援センター(P2)にご連絡ください。

事業名	目的	内容	利用対象者	利用料	備考																					
⑦介護家族支援 元気回復事業 (元気回復サロン型)	在宅の要介護高齢者等を介護しているご家族に対し、介護から一時的に解放するため、介護者及び過去に家族の介護を行っていた者相互の交流事業等を実施することにより、介護者及び過去に家族の介護を行っていた者の心身の元気回復を図るとともに、要介護高齢者等の在宅生活の継続及び生活の質の向上を図ります。	次の事業を実施します。 ① 月例の交流サロン ② その他町長が必要と認めたもの	介護保険の認定を受けている方を常時介護しているご家族及び過去に家族の介護を行っていた者	利用者の介護保険料段階区分に関係なく一律無料です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階区分</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1段階</td><td rowspan="8">無料</td></tr> <tr><td>第2段階</td></tr> <tr><td>第3段階</td></tr> <tr><td>第4段階</td></tr> <tr><td>第5段階</td></tr> <tr><td>第6段階</td></tr> <tr><td>第7段階</td></tr> <tr><td>第8段階～第13段階</td></tr> </tbody> </table>	段階区分	利用料	第1段階	無料	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階～第13段階	《委託先》 社会福祉法人 苅田町社会福祉協議会										
段階区分	利用料																									
第1段階	無料																									
第2段階																										
第3段階																										
第4段階																										
第5段階																										
第6段階																										
第7段階																										
第8段階～第13段階																										
⑧在宅生活支援 訪問サービス事業 (ヘルパーサービス)	在宅の単身高齢者等が、骨折等により一時的に身体介護等の援助が必要となった場合、支援員を派遣し、援助することにより、在宅生活の継続と生活の質の向上を図ります。	(1) 調理、洗濯、掃除、買物、その他必要な家事援助及び洗髪・洗身等の部分的身体介護を行います。 (2) 利用回数等は、週3回以内、1回1時間30分を標準とし、アセスメントを基に調整します。 (3) 派遣期間は、1ヶ月間とします。	(1) 在宅生活を送るうえで援助が必要と認められる次の要件に該当する65歳以上の高齢者の方。 <table border="1"> <tbody> <tr><td>① 単身世帯の者</td></tr> <tr><td>② 同居家族等はいるが、同居者が障害者、要介護者等であるため援助が見込めない世帯の者</td></tr> <tr><td>③ 同居家族等はいるが、援助拒否等が顕著で援助が見込めない世帯の者</td></tr> <tr><td>④ 主たる援助者の傷病等のため、一時的に援助が受けられなくなった世帯の者</td></tr> <tr><td>⑤ その他町長が特に派遣が必要と認めた者</td></tr> </tbody> </table> (2) 上記のうち介護保険の認定を受けている方については、非該当となります。	① 単身世帯の者	② 同居家族等はいるが、同居者が障害者、要介護者等であるため援助が見込めない世帯の者	③ 同居家族等はいるが、援助拒否等が顕著で援助が見込めない世帯の者	④ 主たる援助者の傷病等のため、一時的に援助が受けられなくなった世帯の者	⑤ その他町長が特に派遣が必要と認めた者	利用者の介護保険料段階区分により、決定されます。 ▼1ヶ月当たり <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階区分</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1段階</td><td>週1回 1,260円</td></tr> <tr><td>第2段階</td><td>週2回 2,520円</td></tr> <tr><td>第3段階</td><td>週3回 3,780円</td></tr> <tr><td>第4段階</td><td rowspan="3">週1回 2,520円 週2回 5,040円 週3回 7,560円</td></tr> <tr><td>第5段階</td></tr> <tr><td>第6段階</td></tr> <tr><td>第7段階</td><td rowspan="3">週1回 3,780円 週2回 7,560円 週3回 11,340円</td></tr> <tr><td>第8段階</td></tr> <tr><td>第13段階</td></tr> </tbody> </table>	段階区分	利用料	第1段階	週1回 1,260円	第2段階	週2回 2,520円	第3段階	週3回 3,780円	第4段階	週1回 2,520円 週2回 5,040円 週3回 7,560円	第5段階	第6段階	第7段階	週1回 3,780円 週2回 7,560円 週3回 11,340円	第8段階	第13段階	《委託先》 社会福祉法人白寿会 しらかわ訪問介護事業所  ※長期になると判断される場合は、利用できません。介護保険申請を行っていただきます。
① 単身世帯の者																										
② 同居家族等はいるが、同居者が障害者、要介護者等であるため援助が見込めない世帯の者																										
③ 同居家族等はいるが、援助拒否等が顕著で援助が見込めない世帯の者																										
④ 主たる援助者の傷病等のため、一時的に援助が受けられなくなった世帯の者																										
⑤ その他町長が特に派遣が必要と認めた者																										
段階区分	利用料																									
第1段階	週1回 1,260円																									
第2段階	週2回 2,520円																									
第3段階	週3回 3,780円																									
第4段階	週1回 2,520円 週2回 5,040円 週3回 7,560円																									
第5段階																										
第6段階																										
第7段階	週1回 3,780円 週2回 7,560円 週3回 11,340円																									
第8段階																										
第13段階																										

※消費税率の変更が生じた場合、利用料が変更となる場合があります。

福祉課(093-434-1039)または地域包括支援センター(P2)にご連絡ください。

## ■ 苧田町徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業

### SOS ネットワークとは？

認知症などにより徘徊のおそれがある高齢者が行方不明になった時、警察だけでなく、地域の関係機関や事業所が、捜索に協力することにより、できるだけ早く発見し保護するためのネットワークです。

また、日頃からの見守りにより、徘徊を予防する働きもあります。



### まずは事前登録を

まずは、事前情報の登録を行きましょう。徘徊の恐れがある高齢者のお名前や特徴、写真などの情報をあらかじめ登録しておくことで、日頃は地域の見守りに役立ち、いざというときは関係機関に必要な情報を提供し、早期発見・保護へとつながります。

なお登録情報は適切に管理し、申込者の同意を得たうえで、関係機関に提供します。

□申込者 本人または家族等

□対象者 苧田町内に在住する徘徊の恐れがある高齢者等

□手続き 下記の窓口にご連絡をお願いします。後日必要な登録手続きに伺いますので、対象者の写真をご用意ください。

機関名	電話番号	担当地区
苧田町役場福祉課	093-434-1039	—
苧田町社会福祉協議会	093-434-3641	—
地域包括支援センター かんだ	093-436-1301	雨窪、若久町、松山、松原町、幸町、提、浜町、 苧田、光国、神田町、馬場、京町、長浜町、 磯浜町、港町、新松山1～2・4丁目 空港南町
地域包括支援センター おぼせ	093-482-2523	南原、集、富久町、殿川町、近衛ヶ丘、尾倉、 桜ヶ丘、浜町、新浜町、与原、二崎、下新津、新 津、小波瀬
地域包括支援センター しらかわ	0930-23-7227	上片島、下片島、岡崎、葛川、稲光、山口、谷、法 正寺、黒添、鋤崎

### 行方不明発生！

登録された方が行方不明になった場合、SOSネットワークに捜索協力を依頼します。まず、**警察署へ行方不明の連絡**を行い、次に役場に捜索依頼を連絡しましょう。（警察からの依頼がないとSOSネットワークの発動ができません）  
その際に行方不明時の状況（いなくなった時間帯、服装、靴、持ち物等）をお伝えください。

その後、役場が関係機関に情報を提供し、捜索を開始します。

<連絡先>

**行橋警察署生活安全課 0930-24-5110**

苧田町役場福祉課 093-434-1039（8:30～17:15）

093-434-1111（17:15～、土日祝日）

### SOSネットワークの流れ（捜索時）



## ■ 苅田町高齢者等見守りGPS機器購入費等助成事業

### 【苅田町高齢者等見守りGPS機器購入費等助成事業とは?】

認知症等により徘徊のおそれのある高齢者等の安全を確保するため、位置情報検索サービスの利用を開始する際の初期費用を助成することにより、当該高齢者等の家族の不安の軽減を図ることを目的としています。

### 【対象者】

苅田町の住民基本台帳に記録されており、苅田町在住の在宅の方で、苅田町徘徊高齢者等SOSネットワーク事業の事前登録票を提出している方。

### 【対象経費】

GPS機器の契約時に必要な手数料等、GPS機器本体の購入費用または賃貸借費用、GPS機器の電池・充電器等附属機器の購入費用または賃貸借費用、月額基本料金(賃貸借費用と月額基本料金は1カ月分のみ)

※携帯電話やスマートフォンのGPS機能は対象となりません。

### 【補助金額】

上限1万円。対象者につき1回のみ  
(前回交付から5年経過後の再購入時は再申請可)

オンライン申請はこちら



### 【手続き】

#### 申請窓口 苅田町役場福祉課

GPS機器購入(賃貸借開始)後、1カ月を経過し、かつ6カ月以内に契約書、パンフレット等、領収書等の写し、認知症高齢者がGPS機器を装着している状況が分かるもの(写真等)を添えて申請。オンラインでも申請できます



問い合わせ  
苅田町役場福祉課  
高齢者福祉担当  
093-434-1039

## ■ 苅田町高齢者等見守りシール交付事業



### 【苅田町高齢者等見守りシール交付事業とは?】

認知症等により徘徊のおそれのある高齢者等を早期に発見し、保護及び身元を特定するための仕組みを整備することで高齢者の安全の確保および家族等の不安の軽減を図り、住み慣れた地域で安心して生活を継続するための支援を行うことを目的としています。

### 【対象者】

苅田町にお住まいで次のいずれかに該当する方

- ① 苅田町徘徊高齢者等SOSネットワーク事業の事前登録票を提出された方
- ② 40歳以上で認知症と診断された方

### 【内容】

認知症等で行方不明となった際に、衣服等に貼ったシールのQRコードを発見者が読み取ると、家族等へ瞬時に発見通知メールが届きます。発見者とご家族の方等とが個人情報を表示することなく、インターネット上の伝言板を通じてやりとりを行うことができ、早期発見、保護に繋がります。

### 【手続き】

- ① 申請窓口 苅田町役場福祉課  
オンラインでも申請できます。(QRコード)
- ② 交付  
アイロンシール(耐洗ラベル)20枚と  
蓄光シール10枚を交付します。

オンライン申請はこちら



**どこシル伝言板<sup>®</sup>とは?**

大変!おばあちゃんが  
いなくなった!

何かお困りの様子...  
衣服のQRコードに  
アクセスしてみよう

発見

おばあちゃんが  
みつかった!

家族

この画面はご家族と  
発見者のみが見ることが  
できます

24時間 365日  
高早く連絡が取れる!

伝言板に  
アクセス

発見者

蓄光シール

この画面はご家族と発見者のみが見ることが出来ます

24時間 365日 高早く連絡が取れる!

認知症等で行方不明になった際、衣服等に貼ったQRコードが読み取られると、ご家族へ瞬時に発見通知メールが届きます。発見者はQRコードを読み取ると、ニックネームや注意すべきことなど対処方法がわかるので安心です。チャット形式の伝言板だからやりとりは簡単。お迎えまで迅速に行えます。

## ■成年後見制度について

### ●成年後見制度ってなんだろう？

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分でない方が、契約行為や財産の管理などをする時に、不利益が生じることがないように本人を保護し意思決定を支援する制度です。

### ●成年後見制度の種類

#### ・法定後見制度

現在、判断能力が低下している本人にどのような支援が必要であるか家庭裁判所が判断し、その程度によってふさわしい後見人（補助人・補佐人・成年後見人）を選任します。

#### ・任意後見制度

将来、判断能力が低下した時に備えて、あらかじめ本人が支援してくれる任意後見人や、支援してもらう内容を契約により決めておく制度です。

### ●後見人の支援内容（例）

- ・本人のお金（財産）を管理します。
- ・本人に代わって契約を結んだり、取り消したりできます。
- ・本人の意向を尊重し、必要に応じて医療、介護、福祉等の手続きを支援します。

行橋・京都成年後見センター おれんじ

【電話番号】 0930-26-8910

【所在地】 行橋市大字中津熊501（行橋市総合福祉センターウィズゆくはし内）

【相談受付時間】 9:00～17:00（土日祝日は休み）

## ■行橋・京築成年後見センターおれんじ

### ●成年後見センターってなに？

左記の判断機能が十分でない方を支え、権利を守るための公的な相談支援機関です。

本人、家族、関係機関などから成年後見制度に関する総合的な相談を受けています。制度の利用するための手続きや提出書類の作成方法なども説明します。

### ●成年後見センターへの相談内容（例）

#### ・財産に関すること

親が訪問販売や悪質商法の被害を受けている  
認知粗油の親の入院費を預金から引き出せない  
年金が本人のために使われていない

#### ・将来に関すること

自分に何かあったときに、障害のある  
子どもの生活が心配  
身寄りがないので、老後のことが心配

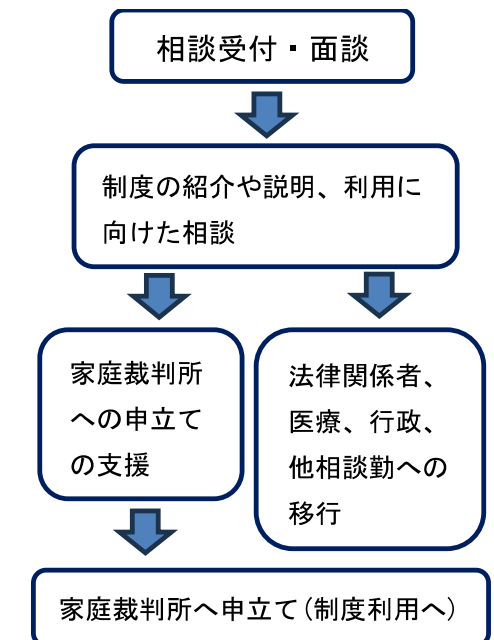
#### ・契約に関すること

福祉サービスを利用したいが、自分で  
契約の手続きができない  
施設の入所を考えているが、一人で  
決めることが不安

#### ・制度の利用に関すること

成年後見制度について、もっと詳しく  
知りたい  
成年後見制度を利用したいが、  
手続きが難しそう

＜ご相談の流れ＞



## 【高齢者福祉施設の種類】

### ●日帰り等で利用する施設

#### ◇居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）

介護保険サービスを利用する要介護者が、自宅で自立した生活を送れるよう、ケアマネージャー（介護支援専門員）が介護サービスの計画（ケアプラン）作成や、サービス事業者との連絡・調整を総合的に行う窓口です。

#### ◇通所介護（デイサービス）

介護保険法に基づくサービスの一つで、要介護者が日帰りで介護施設に通い、食事・入浴・排泄などの介護、生活相談、機能訓練（リハビリ）などを受けられるサービスです。

#### ◇認知症対応型通所介護

要支援・要介護認定を受けた認知症高齢者が、少人数（12人以下）のグループで、日帰りで食事・入浴・機能訓練などの介護サービスを受ける地域密着型サービスです。

#### ◇通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院に日帰りで通い、理学療法士等の専門職からリハビリを受ける介護サービスです。

#### ◇短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホーム（特養）などの施設に短期間入所し、入浴、排泄、食事などの日常生活上の世話、機能訓練（リハビリ）を受けることができ、主に在宅で介護をする家族の負担軽減（レスパイトケア）や、家族が冠婚葬祭・出張・病気などで一時的に介護ができない場合などに利用されます。

### ●自宅で利用する施設

#### ◇訪問介護（ホームヘルパー）

要介護認定を受けた高齢者や障害を持つ方の自宅に、ホームヘルパー（訪問介護員）が訪問し、入浴、排泄、食事などの「身体介護」や、掃除、洗濯、調理などの「生活援助」を提供する介護保険サービスです。

#### ◇訪問看護

病気や障がいを持った人が、住み慣れた地域や家庭で、その人らしく最期まで安心して暮らせるように、看護師やリハビリスタッフが自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて看護や医療的ケアを提供するサービスです。

#### ◇訪問リハビリ

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が自宅を訪問し、心身の機能維持・回復や日常生活動作（トイレ、入浴、歩行など）の訓練をマンツーマンで行う介護・医療サービスです。通院困難な方や退院後の方を対象に、実際の生活環境で、家族への介助指導や環境整備の提案を通じて自立と社会参加を支援します。

### ●多機能施設

#### ◇小規模多機能型居宅介護

要介護者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、1つの事業所で「通い（デイサービス）」「泊まり（ショートステイ）」「訪問（訪問介護）」の3つのサービスを柔軟に組み合わせて提供する地域密着型介護サービスです。

## ●入居して暮らす施設

### ◇介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症などで日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護や生活が困難な人が入所する施設です。食事・入浴・排せつなどの日常生活の介護や、機能訓練、療養上の世話などが受けられます。

※原則要介護3以上の方が対象です。

### ◇地域密着型特別養護老人ホーム

苧田町在住で、寝たきりや認知症などで日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護や生活が困難な人が入所する施設です。食事・入浴・排せつなどの日常生活の介護や、機能訓練、療養上の世話などが受けられます。

※苧田町民であり、原則要介護3以上の方が対象です。

### ◇介護老人保健施設（老人保健施設）

症状が安定している人に対し、医学的管理のもとで、看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、介護を一体的に提供し、在宅復帰を支援します。

※要介護1以上の方が対象です。

### ◇認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の人が、スタッフの支援の下で共同生活をして、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスが受けられます。

※要支援2以上の方が対象です。

### ◇特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム）

介護保険の指定を受けた有料老人ホームやケアハウス（軽費老人ホーム）、サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）などの「特定施設」に入居している要介護・要支援高齢者に対し、施設スタッフが24時間体制で食事、入浴、排泄、洗濯、掃除などの日常生活上の支援や機能訓練を提供する介護保険の居宅サービスのことです。

### ◇住宅型有料老人ホーム

食事や洗濯などの生活支援サービスが付いた、自立～軽度の要介護高齢者向けの住居です。スタッフによる介護は提供されず、介護が必要な際は外部の訪問介護等を契約する方式が特徴です。

### 【介護サービス情報公表システム】

介護サービス事業所や介護保険施設を比較・検討して適切に選ぶために必要な情報を厚生労働省、都道府県が公表しています。

事業所探しにご活用ください。

※新規開設事業所、小規模事業所は掲載されていない場合がありますのでご注意ください。

情報公表システムサイトはこちら

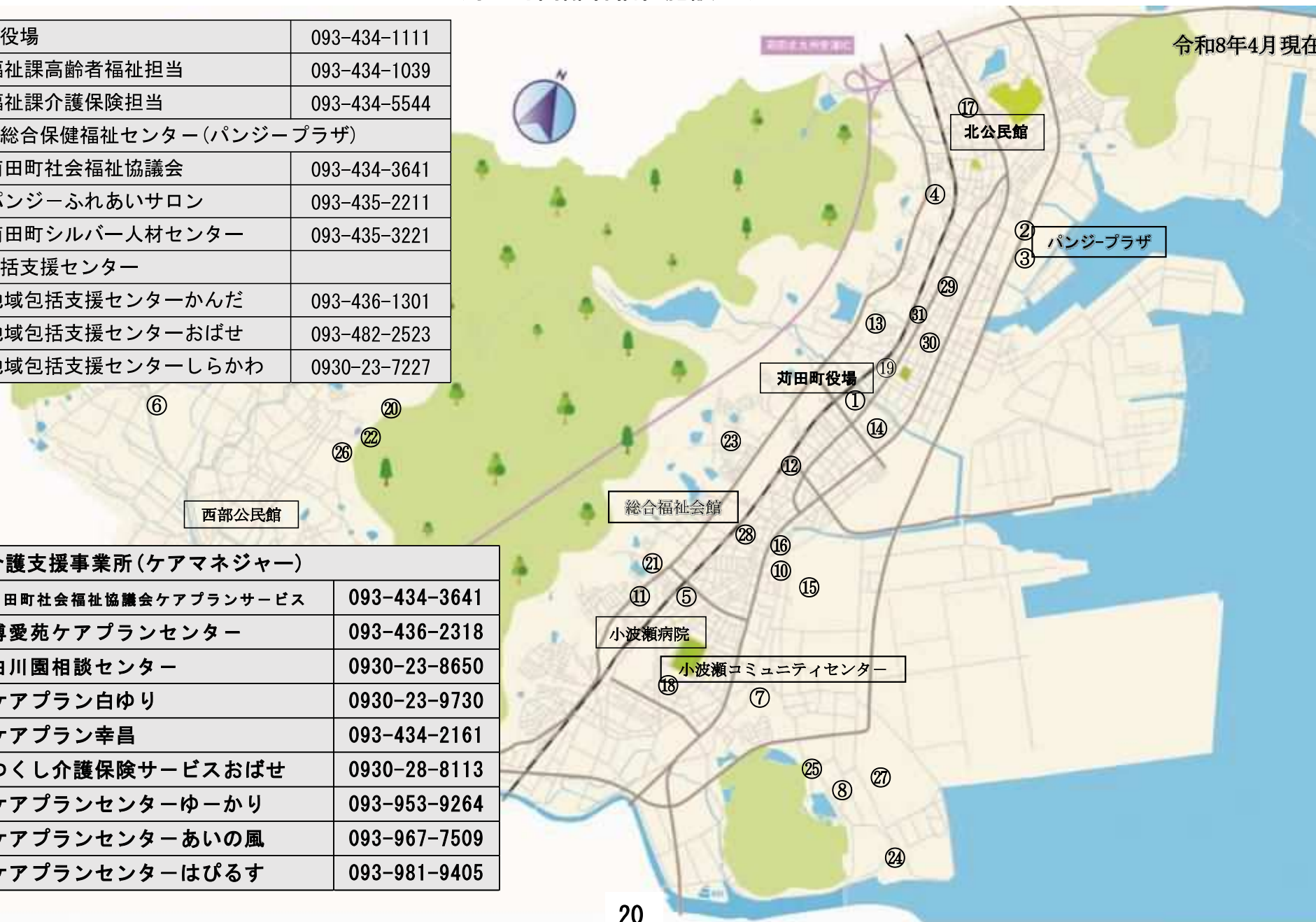


## 苅田町高齢者福祉施設マップ

令和8年4月現在

苅田町役場		093-434-1111
①	福祉課高齢者福祉担当	093-434-1039
	福祉課介護保険担当	093-434-5544
苅田町総合保健福祉センター(パンジープラザ)		
②	苅田町社会福祉協議会	093-434-3641
	パンジーふれあいサロン	093-435-2211
③	苅田町シルバー人材センター	093-435-3221
地域包括支援センター		
④	地域包括支援センターかんだ	093-436-1301
⑤	地域包括支援センターおばせ	093-482-2523
⑥	地域包括支援センターしらかわ	0930-23-7227

居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)		
②	苅田町社会福祉協議会ケアプランサービス	093-434-3641
④	博愛苑ケアプランセンター	093-436-2318
⑦	白川園相談センター	0930-23-8650
⑧	ケアプラン白ゆり	0930-23-9730
⑩	ケアプラン幸昌	093-434-2161
⑪	つくし介護保険サービスおばせ	0930-28-8113
⑫	ケアプランセンターゆーかり	093-953-9264
⑬	ケアプランセンターあいの風	093-967-7509
⑭	ケアプランセンターはびるす	093-981-9405



＜通所介護(デイサービス)＞		
⑥	白川園デイサービスセンター	0930-23-8627
⑭	デイサービスみのり	0930-25-3410
④	デイサービスセンターえがお	093-434-6716
③⑩	ツクイ苅田京町	093-435-5255
⑮	デイサービスみんなの樹	0930-25-0133
③⑪	通所介護リハビリセンター きずな苅田店	093-383-9213
⑪	通所介護プレール	0930-26-2016
⑮	デイサービスセンターコスモスかんだ	093-435-0161
⑳	デイサービスセンター ゆい	0930-26-0023

＜通所リハビリ(デイケア)＞		
⑪	御所病院通所リハビリテーション	0930-25-3294
④	博愛苑通所リハビリテーション	093-436-1174
⑮	健和会京町病院	093-436-2111

＜認知症対応型通所介護＞		
⑳	在処よってけばあ	093-953-7841

＜短期入所生活介護(ショートステイ)＞		
⑦	特別養護老人ホーム 白川園	0930-23-7117
⑳	地域密着型特別養護老人ホームいなみつ苑	0930-23-8970

＜短期入所療養介護(ショートステイ)＞		
④	介護老人保健施設 博愛苑	093-436-0743

＜小規模多機能型居宅介護＞		
⑳	小規模多機能型居宅介護 かぐや姫	0930-55-8880
④	小規模多機能ホーム かんだ	093-436-0743

＜認知症対応型共同生活介護(グループホーム)＞		
⑳	グループホーム おひさまの家	0930-25-8886
⑳	グループホーム いこいの里小波瀬	0930-24-9051
④	グループホーム まごころ	093-434-6666
⑰	グループホーム はーとふるかんだ	093-434-1070
⑳	グループホーム かすみそう	0930-26-9020

＜居場所 「えん」＞		
⑳	ミモザの会	093-436-1777

＜介護老人福祉施設＞		
⑦	特別養護老人ホーム 白川園	0930-23-7117
⑳	特別養護老人ホーム あじさい	0930-26-5225
⑳	地域密着型特別養護老人ホームいなみつ苑	0930-23-8970

＜介護老人保健施設＞		
④	介護老人保健施設 博愛苑	093-436-0743

＜特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)＞		
⑳	いこいの里小波瀬	0930-24-8892
⑰	介護付有料老人ホーム 小波瀬ひまわり	0930-23-8181
⑪	介護付有料老人ホーム メゾン・ド・プレール	0930-26-2016
⑰	介護付有料老人ホーム かんだんて	0930-24-1088

＜住宅型有料老人ホーム＞		
⑰	コスモスかんだ	093-435-0160
⑰	はーとふるかんだ	093-434-1070
⑳	シルバーメイト館苅田	0930-26-8777

＜訪問介護(ホームヘルパー)＞		
つくし訪問介護ステーションおぼせ	093-435-2512	
しらかわ訪問介護事業所	0930-55-1610	
介護サービスよりそい	093-436-5866	
ヘルパーサービス西頭	093-434-6008	
ヘルパーセンターコスモスかんだ	093-435-0162	
ヘルパーステーションなぎ	093-383-7717	
訪問介護 ゆい	0930-26-0022	

＜訪問看護＞		
つくし訪問看護ステーション	0930-55-0311	
はーとふる訪問看護ステーション	093-434-1070	
訪問看護 ひかり	093-953-7718	
ラシック訪問看護ステーション	0930-55-2220	
訪問看護ステーション かわせみ	093-953-9430	
訪問看護ステーション TAO	093-967-3958	

＜訪問リハビリテーション＞		
介護老人保健施設 博愛苑	093-436-0743	